

健康診断結果票の写しの提供について
(同意確認書)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の規定に基づき実施した健康診断のうち、以下の条件に該当する者の健康診断結果について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第3項及び第4項および健康保険法第150条第2項及び第3項の規定に基づき、健康診断結果の写しを提供いたします。

【条件】

事業者健診の受診日において全国健康保険協会の加入者であって、当該年度中に、生活習慣病予防健診を受診、もしくは予約申込みをしていない者

また、健康診断結果票の写しに特定健康診査項目以外の健診項目が含まれている者については、健康診断受診者本人より、特定健康診査項目以外の健診結果を含む健康診断結果票の写しを全国健康保険協会大分支部に提供することについて同意を得ています。

令和 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名			
被保険者証の記号 (7桁もしくは8桁)			
担当者名		電話番号	
健診結果票提供 人数	人		